

みんなでささえる 国保会計



～ ジェネリック医薬品について ～

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。

●新薬より安価で経済的

新薬として国の製造許可を受けるまでには、長い期間の研究が必要で、多くの費用がかかります。ジェネリック医薬品は、新薬に比べて開発費を圧倒的に低く抑えることができることから、そのほとんどが低価格で販売され、自己負担額の軽減だけでなく、医療保険財政の改善にもつながります。

●効き目や安全性は新薬と同等

新薬とジェネリック医薬品は全く同じ薬ではなく、形や色、味などが異なりますが、ジェネリック医薬品は、新薬と同等の品質・有効性(効き目)・安全性が証明されています。

●ジェネリック医薬品を希望するときは

受診している医療機関の主治医や薬剤師に相談してください。(病気の種類によっては新薬での治療を必要とするものがあります。また、特許期間が切れていない新薬にはジェネリック医薬品はありません。)

※ジェネリック医薬品を希望するカードを、保険証と一緒に送っていますので、ご利用ください。

●ジェネリック医薬品に変更した場合の「差額通知」をお送りしています

長期間お薬を服用している方などを対象に、現在服用している新薬からジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担がどれだけ軽減されるのか目安となる差額通知をお送りしています。通知があった方は、切り替えの参考資料としてご活用ください。

※差額通知を希望しない方は、国保係までご連絡ください。

～ 特定機能病院の特別料金について ～

ほかの病院や診療所からの紹介状がないままに、特定機能病院など(※)を受診すると、医療機関の窓口で支払う自己負担額に加え、特別料金が発生します。受診希望の方は、かかりつけの医療機関などへご相談ください。

○特別料金 初診…5,000円+消費税
再診…2,500円+消費税

※高知県内の特定機能病院など(2019年2月時点)

高知大学医学部附属病院・高知医療センター・近森病院・高知赤十字病院

○お問い合わせ 本 庁 住民課 国保係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112